株　主　各　位　　（証券コード　2901）

2026年11月11日
（電子提供措置の開始日2026年11月４日）
東京都中央区八重洲２丁目１－１
株式会社ウェルディッシュ
代表取締役社長　野曽原　浩治

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第70期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://wel-dish.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲ資料」「株主総会関連」の順に選択いただき、ご確認下さい。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「ウェルディッシュ」又は「コード」に当社証券コード「2901」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都中央区八重洲１丁目8番16号
新槇町ビル１階
ＴＫＰ東京駅カンファレンスセンター ホール１Ｂ
（開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「第70期定時株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意下さい。）

３．目的事項

報告事項
１．第70期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第70期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件
本報告事項については、本総会でご報告せず、継続会においてご報告する予定です。次頁に記載の「第70期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧下さい。

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除きます。）２名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度廃止の件
本決議事項については、本総会に上程し、承認決議することをお諮りする予定です。

以　上

～～～

第70期定時株主総会継続会の開催について

１．定時株主総会の継続会の開催方針を決定した理由

当社は、2026年11月26日開催予定の第70期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第70期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第70期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件」（以下、併せて「本報告事項」といいます。）につきましては、本総会においてご報告することを予定しておりました。

しかしながら、当社は、2026年７月14日付「2026年８月期第３四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ」及び2026年10月14日付「2026年８月期決算短信の開示が期末後50日を超えることに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、独立調査委員会による調査への対応等に時間を要したことに加え、後任の会計監査人の選任及び監査手続等にも遅延が生じております。また、第３四半期決算短信の開示及び過年度決算の訂正に向けた対応も必要となっていることから、決算関連手続が完了しておらず、本総会において本報告事項をご報告することができない見込みとなりました。

このため、当社は、決算関連手続及び監査等の所要の手続を完了した後、本報告事項をご報告するため、本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催すること、並びに本継続会の開催日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことにつきまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定です。

本総会において当該提案をご承認いただいた場合には、決算関連手続及び監査等の進捗を踏まえて本継続会の開催日時及び場所等を決定し、株主の皆様に改めてお知らせするとともに、本継続会を開催する予定でございます。

なお、本報告事項に係る事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の監査報告等につきましては、所要の手続が完了した後、本継続会の開催ご通知に添付するなどの方法により、株主の皆様にご提供する予定でございます。

また、本継続会は本総会と同一の株主総会であるため、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様にご提供する株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

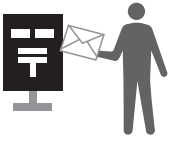


株主総会へのご出席

株主総会日時 **2026年11月26日（木曜日）午前10時**



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。



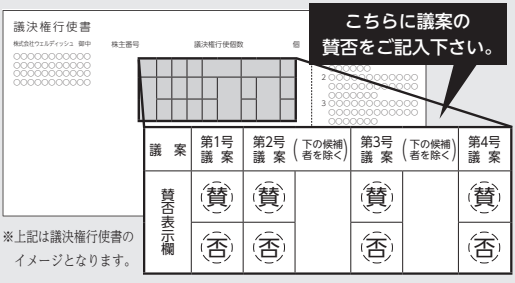
郵送

行使期限 **2026年11月25日（水曜日）午後５時30分必着**



議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付下さい。

議決権行使書のご記入方法



※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1・4号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第2・3号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印

一部候補者に賛成の場合
▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入

一部候補者に反対の場合
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入



インターネット

行使期限 **2026年11月25日（水曜日）午後５時30分まで**

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

▌スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

▌議決権行使コード・パスワードを入力する方法

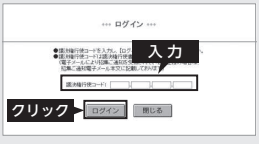
議決権行使ウェブサイト ▶ https://www.web54.net

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



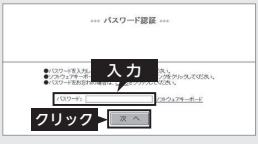
「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社

0120-88-0768（フリーダイヤル）

（受付時間：午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社グループの財務基盤の強化及び資金繰りの安定化を図るとともに、事業運営に必要な資金を機動的かつ柔軟に確保できる体制を整備するため、今後の資金需要や資本政策に応じた資金調達手段の多様化を図ることを目的としております。

具体的には、第三者割当による新株発行等の資金調達を機動的に実施できるよう、発行可能株式総数を増加するとともに、将来の資金調達における選択肢を拡充するため、種類株式を発行することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、本定款変更は、将来の資金調達に備えて必要な制度的な準備を行うものであり、現時点において、種類株式の発行その他の具体的な資金調達を決定しているものではありません。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則 第１条～第５条　＜条文省略＞	第１章　総則 第１条～第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は4,000万株とする。	第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は8,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　8,000万株 第１種優先株式　4,000万株

現　行　定　款	変　　更　　案
第７条＜条文省略＞	第７条＜現行どおり＞
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は100株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式及び第１種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。
第９条～第１１条＜条文省略＞	第９条～第１１条＜現行どおり＞
［新　設］	第３章　優先株式 （第１種優先配当） 第１２条　当会社は、普通株式を有する（以下「普通株式」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第１種優先株式の株主（以下「第１種優先株主」という。）又は第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第１種優先株式１株につき、当該配当において普通株式１株に対して交付する金銭の額に、第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、130パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第１種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（以下「第１種優先配当」という。）を行う。 ２．当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行わないときは、当該株主名簿に記録された第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先株式１株につき、第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第１種無配時優先配当」という。）を行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
	３．第１種優先配当又は第１種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、第１項又は第２項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第１種優先株主又は第１種優先 登録株式質権者に対し、第１種優先配当又は第１種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第１種累積未払配当」という。）を行う。 ４．当会社は、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対し、第１種優先配当、第１種無配時優先配当及び第１種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。 （第１種優先株主に対する残余財産の分配） 第１３条　当会社の残余財産を分配するときは、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、前条第３項に規定する不足額を支払う。 ２．当会社は、前項に規定する場合には、第１種優先株主又は第１種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。 （議決権） 第１４条　第１種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去２年間において、法令及び本定款に従って第１種優先配当又は第１種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第１種優先配当又は第１種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
	（種類株主総会の決議） 第１５条　当会社が、会社法第３２２条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第１種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 ２．第１９条第１項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。 ３．第２０条及び第２３条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ４．第２２条第２項の規定は、会社法第３２４条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 第１６条（普通株式を対価とする取得条項） 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第１種優 先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第１種優先株式１株につき当会社の普通株式１株を第１種優先株主に交付する。 （１）当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当会 社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日 （２）当会社の普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法第２７条の２第８項に規定される意味を有する。 以下同じ。）が50パーセント超となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

現　行　定　款	変　　更　　案
	２．当会社は、株式会社東京証券取引所が、当会社の第１種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第１種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第１種優先株式１株につき 当会社の普通株式１株を第１種優先株主に交付する。 （その他の事項） 第１７条　当会社は、前５条に定めるほか、第１種優先株式に関する事項について、これを第１種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。
第３章　株主総会 第１２条～第１７条＜条文省略＞	第４章　株主総会 第１８条～第２３条＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会 第１８条～第３０条＜条文省略＞	第５章　取締役および取締役会 第２４条～第３６条＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞
第５章　監査等委員会 第３１条～第３３条＜条文省略＞	第６章　監査等委員会 第３７条～第３９条＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞
第６章　会計監査人 第３４条～第３７条＜条文省略＞	第７章　会計監査人 第４０条～第４３条＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞
第７章　計算 第３８条～第４１条＜条文省略＞	第８章　計算 第４４条～第４７条＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除きます。）２名選任の件

本総会及び本継続会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）３名全員は任期満了となりますので、新たに取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案につきましては、監査等委員会から，特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	小林秀樹（こばやしひでき） （1961年６月11日生） 【新任】	1984年４月 株式会社トーメン 2000年１月 リクルート株式会社 2003年１月 ワタミ株式会社 2006年５月 日興アントファクトリー株式会社 2008年12月 ＡＣＡ株式会社 2013年２月 ＡＣＡヘルスケア株式会社　代表取締役社長 2022年１月 株式会社ケアシステムズ　取締役 2022年10月 同社代表取締役社長 2026年２月 ACA Next株式会社 代表取締役社長(現任) 2026年２月 株式会社ケアフレンド代表取締役社長(現任)	－株 （－株）
2	西海孝（にしうみこう） （1979年７月５日生） 【新任】	2005年３月 株式会社ピットクルー 2009年２月 テンソル・コンサルティング株式会社 2009年２月 株式会社電警　代表取締役ＣＥＯ 2015年５月 ｄ．ａ．ｔ株式会社　共同代表取締役ＣＯＯ 2016年３月 株式会社ＬＯＣＣＯ　取締役ＣＩＯ 2019年10月 株式会社ディー　代表取締役ＣＥＯ 2020年６月 ＳＵＤＡＲＥ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ株式会社 非常勤取締役 2021年５月 株式会社メディコレ　取締役ＣＴＯ 2021年６月 株式会社トップゲート　代表取締役ＣＥＯ	－株 （－株）

＊(　)内は潜在株式の数

注１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注２．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本総会及び本継続会終結の時をもって、監査等委員である取締役５名のうち、山田長正氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、その他の監査等委員である取締役４名は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお，本議案につきましては、監査等委員会から，特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	赤井大藏（あかいだいぞう） （1982年４月22日生） 【新任】	2005年４月　日本総合システム株式会社 2008年６月　株式会社アカシヤ 2018年10月　同社　代表取締役 2019年10月　有限会社ケイアンドエイ代表取締役(現任)	－株 （－株）
2	西林將之（にしばやしまさゆき） （1982年８月19日生） 【新任】	2017年12月　最高裁判所司法研修所（第70期）修了 2018年１月　株式会社鴻池組入社 2019年９月　公智法律事務所入所 2024年６月　ソシアス総合法律事務所入所 2026年２月　弁護士法人フォーカスクライド入所(現任)	－株 （－株）
3	坂本宣（さかもとのぶ） （1964年４月７日生） 【新任】	1988年４月　日興證券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2017年３月　同社執行役員経営企画部長就任 2020年３月　同社常務執行役員営業副統括兼プライベートバンキング本部長就任 2020年３月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員リテール事業部門副事業部門長兼ウェルスマネジメント本部長就任 2022年４月　株式会社スノーピーク入社 副社長執行役員 2022年９月　同社副社長執行役員経営管理本部・人財本部・総務本部統括就任 2023年３月　同社取締役副社長執行役員経営管理本部・人財本部・総務本部統括就任 2026年１月　同社顧問就任（現任）	－株 （－株）

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	石塚　智教（いしづか　とものり） （1972年９月25日生） 【新任】	2004年４月　弁護士登録、あすか協和法律事務所入所 2006年５月　日興コーディアル証券株式会社入社 2009年７月　金融庁監督局総務課入庁 2011年７月　弁護士法人宮﨑綜合法律事務所入所 2019年６月　石塚法律事務所開所 所長（現任）	－株 （－株）

*()内は潜在株式の数

注１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注２．候補者赤井大藏氏、西林將之氏、坂本宣氏及び石塚智教氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

注３．当社は、赤井大藏氏、西林將之氏、坂本宣氏及び石塚智教氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。なお、各氏の選任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を締結する予定です。

注４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。本議案の各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

注５．候補者赤井大藏氏は、食品業界特有の事業リスク及び事業構造に関する深い理解と企業経営者としての豊富な経験を有しておられることを期待して、会社から独立した立場で、取締役の職務執行に対する客観的かつ実効性の高い監査を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

注６．候補者西林將之氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有していることを期待し、法律の専門家として会社から独立した立場でご意見をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

注７．候補者坂本宣氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有していることを期待し、会社から独立した立場でご意見をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

注８．候補者石塚智教氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有していることを期待し、法律の専門家として会社から独立した立場でご意見をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

第４号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました東光有限責任監査法人は、2026年５月14日付で当社の会計監査人を辞任いたしました。これに伴い、当社は会計監査人が不在となったことから、会計監査人による監査体制を確保するため、2026年９月21日開催の監査等委員会において、監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

監査法人アリアは、現在、当社の過年度決算の訂正に係る監査を含め、当社の会計監査業務を実施しております。

つきましては、当社の会計監査体制を継続的かつ安定的に確保するため、監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人である監査法人アリアを、改めて会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人アリアを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性及び専門性に加え、当社の事業規模及び業務内容に応じた監査対応等を総合的に検討した結果、適切な監査の実施が期待でき、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	監査法人アリア
主たる事業所の所在地	東京都港区浜松町１丁目30番５号
沿革	2006年５月29日設立
概要	出資金　　８百万円 構成人員　50名 社員　　６名 公認会計士　14名 その他　　30名 合計　　50名 関与上場会社数　35社

（注）監査法人アリアが選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額とする予定です。

第５号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度廃止の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2024年６月27日開催の第67期定時株主総会において、年額12百万円以内とし、これとは別枠で譲渡制限付株式報酬として年額20百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社の役員報酬体系を見直し、監査等委員である取締役の報酬については金銭報酬に一本化することとし、報酬額を年額30百万円以内に改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度を廃止することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第３号議案が原案どおり承認可決されますと４名（うち社外取締役４名）となります。

第70期定時株主総会会場ご案内図

東京都 中央区 八重洲 一丁目8番16号 新槇町ビル1階
TKP東京駅カンファレンスセンター　ホール1B
TEL 03-3517-2380



最寄駅　　JR線 東京駅 八重洲中央口 徒歩1分
　　東京メトロ丸ノ内線 東京駅 自由通路経由 徒歩7分
アクセス　https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-tokyoeki-central/access/
お車でのご来場は、道路渋滞の可能性がございますので、なるべくご遠慮願います。